

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊遠軽駐屯地
第376会計隊長 毛利 宣 行

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件 名	規 格	数 量	単 位	備 考
Aグループ 陸上自衛隊遠軽駐屯地 で使用する電気	仕様書のとおり	1	式	年間使用予定電力量 1, 6 8 0, 9 0 0 k W h
Bグループ 旭川地方協力本部遠軽 地域事務所で使用する電 気	仕様書のとおり	1	式	年間使用予定電力量 5, 7 4 0 k W h
Cグループ 旭川地方協力本部紋別 地域事務所で使用する電 気	仕様書のとおり	1	式	年間使用予定電力量 4, 5 1 0 k W h

(2) 使用期間：平成31年4月1日（月）～平成32年3月31日（火）

ただし、元号を改める政令が公布された場合は、その新元号による。

(3) 履行場所

ア Aグループ：陸上自衛隊遠軽駐屯地

イ Bグループ：旭川地方協力本部遠軽地域事務所

ウ Cグループ：旭川地方協力本部紋別地域事務所

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」で北海道地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。

ア Aグループにあつては、「B」等級以上の格付けを有する者

イ B・Cグループにあつては、「D」等級以上の格付けを有する者

(3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 予算決算及び会計令第73条に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、適合証明書（別紙第1）及び必要な添付書類を平成31年1月23日（水）1700までに郵送又は持参で提出し、入札適合条件を満たすこと。

(6) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊遠軽駐屯地 第376会計隊 契約班

4 入札説明会の場所及び日時

実施しない。但し、仕様書の内容の確認及び現場の視認が必要な場合については、事前に入札担当者
と調整するものとする。

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 場所：陸上自衛隊遠軽駐屯地 第376会計隊入札室

(2) 日時：平成31年1月25日（金） 1000～

6 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）

(2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

7 入札方法

(1) 入札書に記載する金額は、グループごとに各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額基本料金）及び予定使用電力量に対する単価（小数第2位までとする。）を記載するとともに、予定使用電力量及び需要期間により計算される総価を記載する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(4) 入札者は次の文面を入札書下部余白に記載するものとする。「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

8 入札の無効

(1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札に関する条項に違反した入札

(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(4) 電報又はFAXによる入札

(5) 入札開始時刻に遅れた者による入札

(6) 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）

(7) 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は違反した場合

9 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成するものとする。

10 落札決定方式

グループごとの総価が、当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

11 郵便入札

(1) 郵便による入札は、事前に分任契約担当官の承認を得るものとし、この際、封筒にグループ名及び件名（例：「Aグループ 陸上自衛隊遠軽駐屯地で使用する電気」入札書在中）を明記し、資格審査結果通知書（写）を同封し、平成31年1月24日（木）までに遠軽駐屯地第376会計隊へ必着とする。

(2) 郵便による入札がある場合の再度入札については、官側が指定する日時に実施する。

12 その他

(1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

(2) 仕様書は陸上自衛隊遠軽駐屯地第376会計隊契約班で配布する。尚、受領が困難である場合は、郵送等の処置で送付を実施するので、入札担当者へ連絡するものとする。

(3) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。

(4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊遠軽駐屯地 第376会計隊 契約班（担当：前多）

TEL 0158-42-5275（内 340）

(6) 仕様に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊遠軽駐屯地 遠軽駐屯地業務隊 管理科（担当：山下）

TEL 0158-42-5275（内 317）

13 公告掲示場所及び期間

(1) 掲示場所：遠軽商工会議所、美幌駐屯地第375会計隊、遠軽駐屯地第376会計隊

(2) 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>

(3) 掲示期間：平成30年12月19日～平成31年1月24日

適 合 証 明 書

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

項 目	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④ その他 ()	

2 平成 2 9 年度の状況

	項 目	譲渡予定量	点 数
①	平成 2 9 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	平成 2 9 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成 2 9 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組みの有無	点 数
⑤	需要化への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み		

① ～ ⑤ の合計点数	
-------------	--

注 1) 1 の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から 1 年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から 1 年以内に限る)を「番号」欄に記載し条件を満たすことを示す書類を添付すること。

注 2) 2 の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、環境省が示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載し、記載内容を証明する書類を添付すること。

注 3) 1 の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2 の合計点数が 7 0 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 4) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

上記例は、把握できる最新の状況が平成 2 9 年度である場合。実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の 3 要素は同じ年度の実績値を使うものとする。

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

作成部隊名	遠軽駐屯地業務隊
仕様書番号	1
作成年月日	平成30年12月18日
作成者	防衛事務官 山下正人

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 : 陸上自衛隊遠軽駐屯地で使用する電気
- (2) 需 要 場 所 : 北海道紋別郡遠軽町向遠軽 2 7 2 陸上自衛隊遠軽駐屯地
- (3) 業種及び用途 : 官公署 (国家事務)

2 仕 様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧 (標準電圧) 6, 0 0 0 V
 - ウ 計量電圧 (標準電圧) 6, 0 0 0 V
 - エ 標準周波数 5 0 H z
 - オ 電気方式 1 回線受電
- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量
 - ア 予定契約電力 392 k W
 - イ 使用予定電力量 1, 680, 900 k W h (月別は別紙のとおり。)
 - ウ 予定力率 100 %
- (3) 需給開始日及び使用期間
 - ア 需給開始日 平成31年 4月 1日
 - イ 使用期間 平成31年 4月 1日 0時～平成32年 3月31日24時
- (4) 電力計等の検針
 - ア 自動検針装置 有
 - イ 検針方法 電力会社による検針
- (5) 需給地点
需給場所における遠軽駐屯地の敷設した第 1 号柱上の開閉器電源側と電力会社の施設 (63画04区64図22番52の25号) による架空引込み線との接点
- (6) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率保持のため電力管理機器を設置しており、契約期間中は100%を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 k W とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 燃料調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。
- (5) 検針日は各月 1 日 (土日祝日関わらず) とし、検針票又は検針票に代わる資料の提出も同日とする。

(6) 検針票又は検針票に代わる資料には下記事項を標記すること。

- ア 契約電力 (k w)
- イ 最大電力 (k w)
- ウ 平日指数 (k w)
- エ 休日指数 (k w)
- オ 平日使用量 (k w)
- カ 休日使用量 (k w)
- キ 燃料調整単価 (少数第 2 位までの値)
- ク 翌月燃料調整単価 (少数第 2 位までの値)
- ケ 再生エネルギー単価 (少数第 2 位までの値)

平成30年度 電 力 使 用 量 実 績

月	最大電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	平日使用電力量 (kWh)	休日使用電力量 (kWh)
4	389	153,655	112,719	40,936
5	389	114,979	82,154	32,825
6	389	110,647	86,149	24,498
7	389	115,000	86,501	28,499
8	389	109,244	87,689	21,555
9	389	96,362	62,442	33,920
10	389	131,090	102,640	28,450
11	389	157,303	118,112	39,191
12	389	177,816	133,632	44,184
1	389	179,796	115,332	64,464
2	389	164,508	121,296	43,212
3	389	169,272	126,168	43,104
計		1,679,672	1,234,834	444,838

※ 12、1、2、3月分は見込使用量とする。

平成31年度 使 用 予 定 電 力 量

月	最大電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	平日使用電力量 (kWh)	休日使用電力量 (kWh)
4	392	153,800	112,800	41,000
5	392	115,100	82,200	32,900
6	392	110,700	86,200	24,500
7	392	115,100	86,600	28,500
8	392	109,300	87,700	21,600
9	392	96,500	62,500	34,000
10	392	131,200	102,700	28,500
11	392	157,400	118,200	39,200
12	392	177,900	133,700	44,200
1	392	179,900	115,400	64,500
2	392	164,600	121,300	43,300
3	392	169,400	126,200	43,200
計		1,680,900	1,235,500	445,400

※ 休日： 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、
1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月31日

平日： 休日以外の日

作成部隊名	遠軽駐屯地業務隊
仕様書番号	2
作成年月日	平成30年12月18日
作成者	防衛事務官 山下正人

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 : 旭川地方協力本部遠軽地域事務所で使用する電気
- (2) 需 要 場 所 : 北海道紋別郡遠軽町岩見通南3丁目
旭川地方協力本部遠軽地域事務所
- (3) 業種及び用途 : 官公署 (国家事務)

2 仕 様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 単相3線式
 - イ 供給電圧 (標準電圧) 100/200V
 - ウ 計量電圧 (標準電圧) 100/200V
 - エ 標準周波数 50Hz
 - オ 電気方式 1回線受電
- (2) 予定契約種別及び契約電流
 - ア 契約種別 エネとくLプラン
 - イ 契約電流 40A
 - ウ 使用予定電力量 5,740kWh (月別は別紙のとおり。)
- (3) 需給開始日及び使用期間
 - ア 需給開始日 平成31年 4月 1日
 - イ 使用期間 平成31年 4月 1日 0時～平成32年 3月31日24時
- (4) 電力計等の検針
 - ア 自動検針装置 無
 - イ 検針方法 電力会社による検針
- (5) 需給地点
需給場所における電力会社の施設による架空引込み線との接点
- (6) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ。

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - ウ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (3) 燃料調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。
- (4) 検針日は各月1日 (土日祝日関わらず) とし、検針票又は検針票に代わる資料の提出も同日とする。

平成30年度 電力 使用 量 実 績

月	使用電力量 (kWh)	備 考
4	504	
5	536	
6	525	
7	501	
8	469	
9	357	
10	471	
11	495	
12	420	
1	464	
2	493	
3	513	
計	5,748	

※ 12、1、2、3月分は見込使用量とする。

平成31年度 使用 予 定 電 力 量

月	使用電力量 (kWh)	備 考
4	504	
5	536	
6	525	
7	501	
8	462	
9	423	
10	422	
11	477	
12	420	
1	464	
2	493	
3	513	
計	5,740	

作成部隊名	遠軽駐屯地業務隊
仕様書番号	3
作成年月日	平成30年12月18日
作成者	防衛事務官 山下正人

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 : 旭川地方協力本部紋別地域事務所で使用する電気
- (2) 需 要 場 所 : 北海道紋別市潮見町1丁目
旭川地方協力本部紋別地域事務所
- (3) 業種及び用途 : 官公署 (国家事務)

2 仕 様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 単相3線式
 - イ 供給電圧 (標準電圧) 100/200V
 - ウ 計量電圧 (標準電圧) 100/200V
 - エ 標準周波数 50Hz
 - オ 電気方式 1回線受電
- (2) 予定契約種別及び契約電流
 - ア 契約種別 従量電灯B
 - イ 契約電流 30A
 - ウ 使用予定電力量 4,510kWh (月別は別紙のとおり。)
- (3) 需給開始日及び使用期間
 - ア 需給開始日 平成31年 4月 1日
 - イ 使用期間 平成31年 4月 1日 0時～平成32年 3月31日24時
- (4) 電力計等の検針
 - ア 自動検針装置 無
 - イ 検針方法 電力会社による検針
- (5) 需給地点
需給場所における電力会社の施設による架空引込み線との接点
- (6) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ。

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - ウ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (3) 燃料調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。
- (4) 検針日は各月1日 (土日祝日関わらず) とし、検針票又は検針票に代わる資料の提出も同日とする。

平成30年度 電力使用量実績

月	使用電力量 (kWh)	備 考
4	450	
5	343	
6	239	
7	186	
8	180	
9	169	
10	290	
11	247	
12	535	
1	509	
2	478	
3	507	
計	4,133	

※ 12、1、2、3月分は見込使用量とする。

平成31年度 使用予定電力量

月	使用電力量 (kWh)	備 考
4	450	
5	343	
6	239	
7	186	
8	214	
9	222	
10	354	
11	473	
12	535	
1	509	
2	478	
3	507	
計	4,510	

別 添

平成 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊遠軽駐屯地
第376会計隊長 毛利 宣 行 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

「〇〇で使用する電気」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ② 別紙第1に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）

(担当者)
所属部署 :
氏 名 :
TEL/FAX :